

国 営 計 第 7 4 号  
令 和 3 年 7 月 7 日

各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 様  
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 様  
沖 縄 総 合 事 務 局 開 発 建 設 部 長 様

国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部  
計 画 課 長  
( 公 印 省 略 )

「公共建築工事の発注者の役割」解説書（第三版）について

今般、「官公庁施設整備における発注者のあり方について」答申（平成 29 年 1 月 20 日社会資本整備審議会）において明確化された「公共建築工事の発注者の役割」についてより一層の理解促進を図るため、新・担い手 3 法の施行及びこれを受けた各種ガイドライン類や技術基準等の作成、改定が行われたことや、地方公共団体、各省各庁、関連団体等の公共建築工事に携わる関係者からの意見等を踏まえて解説書を改定したので、別添の通り送付する。

営繕部及び営繕事務所等において、引き続き、本解説書を活用するなどにより、答申に示された「公共建築工事における発注者の役割」について自覚し、その役割を適切に果たすよう努められたい。

なお、解説書（第三版）については、各省各庁、地方公共団体にも送付しているので、公共建築工事の発注者から答申や解説の趣旨、具体の運用方法等について相談があった場合は、適切に対応されたい。

(お問い合わせ先)  
国 土 交 通 省 大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 計 画 課  
03-5253-8111 (内線 23223, 23226)